

## 新型コロナウイルス感染拡大に伴う ガス料金および電気料金等の特別措置の追加対応について

2020年4月24日  
大阪ガス株式会社

大阪ガス株式会社（社長：本荘 武宏）は、3月19日に新型コロナウイルス感染拡大に伴うガス料金および電気料金等の支払期限日の延長について発表<sup>\*1</sup>しましたが、この度、政府の緊急事態宣言発令を受けた経済産業省からの要請を踏まえ、お客さま等からお申し出をいただいた場合、さらに次のような特別措置を講じます。

なお、一般ガス供給約款および小売託送供給約款に関する特別措置は、4月21日に、経済産業大臣へ「指定旧供給区域等小売供給約款以外の供給条件」および「託送供給約款以外の供給条件」の実施について認可申請を行い、本日、認可されたものです。

### 1. お客さま向け

#### (1) ガス料金および電気料金について

- ① 2020年2月（支払期限日<sup>\*2</sup>が2020年3月25日以降のもので、支払期限日が到来していないものに限る）、3月、4月検針分のガス料金および電気料金について、支払期限日<sup>\*2</sup>を2ヶ月間延長します。（従来は1ヶ月間の延長）
- ② 2020年5月検針分のガス料金および電気料金について、支払期限日<sup>\*2</sup>を1ヶ月間延長します。

#### (2) 今回の措置が適用されるお客さまについて

上記（1）の措置は、以下の①・②・③を全て満たすお客さまに適用します。

- ① 当社とガスまたは電気の供給について契約されているお客さま
- ② 新型コロナウイルス感染拡大の影響により生活福祉資金貸付制度<sup>\*3</sup>の貸付がなされているお客さま、または、新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴う休業・失業等により一時的にガス料金または電気料金の支払いが困難であると当社が判断するお客さま
- ③ 当社にお申し出のあるお客さま（3月19日の発表<sup>\*1</sup>を受けて、すでに支払期限日の1ヶ月間延長を申し込まれたお客さまが、延長期間を2ヶ月間に変更される場合は、改めてお申し出いただく必要があります。）

※支払期限日の延長をお申し出いただいた場合、当社より、支払期限日を延長した払込票を送付します。お手元の払込票と差し替えのうえ、当該払込票にてお支払いください。口座振替、クレジットカード払いの方法で料金のお支払いを行っているお客さまにおかれましても、支払期限日の延長期間中は、当該払込票にてお支払いください。

なお、支払期限日の延長が可能な料金は、原則としてお申し込み時点で支払期限を迎えていないものに限ります。お客さまの支払状況によっては、支払期限日の延長に対応できない場合があります。

### 2. お客さまに対してガスの供給を行う託送供給依頼者向け

#### (1) 託送供給料金について

- ① 2020年2月（支払期限日<sup>\*2</sup>が2020年3月25日以降のもので、支払期限日が到来していないものに限る）、3月、4月検針分のガス託送供給料金について、支払期限日<sup>\*2</sup>を2ヶ月間延長します。（従来は1ヶ月間の延長）
- ② 2020年5月検針分のガス託送供給料金について、支払期限日<sup>\*2</sup>を1ヶ月間延長します。

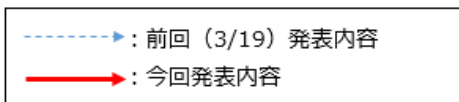
#### (2) 今回の措置が適用される託送供給依頼者について

上記（1）の措置は、以下の①・②・③を全て満たすお客さまを需要家とする託送契約を締結している託送供給依頼者からお申し出があった場合に適用します。

- ① 当社のガス供給区域に居住するお客さま
- ② 新型コロナウイルス感染拡大の影響により生活福祉資金貸付制度<sup>\*3</sup>の貸付がなされているお客さま、または、新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴う休業・失業等により一時的にガス料金の支払いが困難であると託送供給依頼者が判断するお客さま
- ③ 託送供給依頼者にお申し出のあるお客さま

(参考：今回の措置による支払期限日の変更)

	2月	3月	4月	5月	6月	7月
2月検針分	 検針日 (支払義務発生日)	当初の 支払期限日	1ヶ月延伸後の 支払期限日 (お申込み済みの方)	2ヶ月延伸後の 支払期限日 (今回お申込みの方)		
3月検針分						
4月検針分						
5月検針分						



### 3. お申し出先

【電話番号】 0120-078-071

【受付時間】 [月～土] 午前9時～午後7時、[日・祝] 午前9時～午後5時

\*1 3月19日の発表内容

[https://www.osakagas.co.jp/company/press/pr2020/1286068\\_43661.html](https://www.osakagas.co.jp/company/press/pr2020/1286068_43661.html)

\*2 支払期限日

支払義務発生日の翌日から起算して30日目をいいます。支払期限日を経過しても支払されない場合は、支払期限日の翌日から支払日までの期間に応じて延滞利息（1日あたり0.0274%）を申し受けます。

\*3 生活福祉資金貸付制度

各都道府県社会福祉協議会が、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、休業や失業等により生活費の貸付けが必要な世帯等に対して、生活費等の必要な資金の貸付け等を行う制度（2020年3月25日に受付が開始される新型コロナウイルス感染拡大の影響による緊急小口資金・総合支援資金の貸付制度）

以上